

アメリカ山公園の管理運営事業の推進について

早期に管理運営事業者が管理を行うことにより、市民サービスを開始するとともに、本市の負担を軽減します。

1 アメリカ山公園概要

- (1) 公園面積 : 5,520㎡ (駅舎敷地約890㎡、アメリカ山敷地4,630㎡)
- (2) 建築面積 : 1,154㎡
- (3) 延べ床面積 : 3,954㎡ (うち便益施設等1,724㎡)
- (4) 経過

平成16年	都市公園法改正 (立体都市公園制度の創設)
19年 6月	建築工事及び造園工事
19年12月	運営事業者を募集
20年 8月	優先交渉権者が辞退
20年12月	運営事業者の再公募
21年 4月	優先交渉権者が西武造園グループに決定
21年 8月	公園の一部公開 (園地及び建物内通路)

2 アメリカ山公園の管理運営事業

(1) 公園管理許可制度 (※1) で実施

※1 都市公園法に基づき、公園管理者 (市) が整備した施設 (例えばレストランや売店など) について、公園管理者以外の者 (管理運営事業者) が市から管理許可を得て使用料を支払い、管理運営を行う制度

(2) 現在の調整状況

テナントとして結婚式場、保育機能を有する体験学習施設、貸会議室を入居させることで西武造園グループが調整中 (結婚式場は他のテナントに変更となる場合あり)
なお、体験学習施設では、一般参加者や保育児童を対象に年間を通じて体験プログラムを提供

3 管理経費について

- (1) 現在、年間で約6,000万円の管理経費を本市が負担
- (2) 西武造園グループが公園管理許可による管理を早期に行い、市民サービスを開始するとともに本市の負担を軽減
(本市負担 約2,500万円/年)

4 管理許可条件の変更

募集要項において、「社会経済情勢の著しい変化など、使用料の改定の必要が生じた場合は管理運営事業者と市で協議を行うこと」としており、西武造園グループと協議を行い、管理許可使用料を減額し、一部維持管理業務を本市が負担します。

(1) 管理許可使用料の減額

当初条件の管理許可使用料5,400万円を3,500万円に減額

(減額分 1,900万円/年)

(2) 本市による一部維持管理業務の負担

・当初条件は管理許可使用料の相当額(5,400万円)で、共用部分の維持管理を事業者が負担し実施

・今回、管理許可条件を変更し、使用料減額分の維持管理業務(共用部分の一部業務)を本市が実施

(本市負担 約2,500万円/年、事業者負担 約3,500万円/年)

内訳: 減額分1,900万円/年+警備(巡回・鍵の開閉)600万円/年)

5 今後の予定

平成23年5月 常任委員会へ説明

7月 基本協定を締結

テナントの内装の改修

24年4月 管理許可の実施及び管理運営事業の開始(テナント等のオープン)